

三次市立八次小学校生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立八次小学校で学校教育を受ける児童の人格の完成と健やかな成長を願い、小学校6年間での見通しを持った指導について、共通理解、共通実践を図るための規程とする。

◇三次市のグランドデザイン

「『明るく元気な三次の子ども』の育成」

- 「知・徳・体」のバランスのとれた子ども
- 夢に向かい生涯にわたって学び続けようとする子ども

◇八次小中学校一貫教育目標

やつぎを愛し、自律と貢献の志を持った児童生徒の育成

◇八次小学校教育目標

「進んで学び ともに伸びる ～自主 協力 創造～」

◇八次小学校めざす学校像

「日本一『明るく、楽しく、元気な学校』」

（目的）

第1条 この規程は、三次市立八次小学校の学校教育目標を達成するためのものであり、本校児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

（登下校）

第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

（1）登下校

通学班での登校を原則とする。集合時刻、

歩道でのマナーを守り通学路を通る。

（2）特に留意すること

- ①各登校班での集合時刻を守り、登校する。
- ②下校時は、寄り道をすることなく、決められた通学路を通して帰宅する。
- ③登校時及び一斉下校時同様、通常の下校時も旧鳥居橋等特に狭い道路では2列、3列ではなく、1列で下校する。
- ④特に横断歩道を渡る際は、信号機が青であっても右左右とよく確認して渡る。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を定める。

（1）日課の開始

日課の開始は、8時20分。それまでに登校していない場合は「遅刻」と見なす。

（2）欠席の場合

欠席の場合、児童の安全確保からも、できるだけ朝の早い段階に保護者が欠席の理由を学校に連絡する。朝の健康観察までに連絡が無い場合、担任等が電話等で確認する。

（3）早退の場合

早退の場合は必要に応じて、保護者が早退の理由、時刻、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を予め学校に連絡する。早退する場合は、保護者に迎えに来てもらう。

（4）外出の場合

特別な理由がない限り、原則、登校したら校外には出ない。

（頭髪）

第4条 頭髪については、次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔で自然な髪形や長さとする。

（1）髪形

襟や目にかからない髪の長さとする。

長髪の場合は、

- ① 肩や目にかからない髪の長さとする。
- ② 肩にかかる場合、黒、紺、茶色のゴムで束ねる。派手なピンやリボンは使用しない。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため保護者と連携を図り、特別な指導を行う。

（化粧・装飾・装身具・不要物）

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

(1)学校での学習活動に必要でないものは、持参しない。（「不要物」は「八次小学校のきまり」に記述したものによる。）

- ① 不要物の違反があった場合は、学校で預かり、保護者に返す。ただし菓子類は没収し、廃棄する。
- ② 上記に関する指導に従わない場合や、事実が重大な場合には、保護者と連携し、特別な指導を行うなどの対応をする。

（服装・身なり等）

第6条 制服(基準服)等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（基準服）を正しく着用する。休業日についても、原則として制服（基準服）で登下校する。

(1)制服（基準服）

- ①八次小学校規定の制服（イートン型男女兼用服…色は紺または濃紺）を着用する。

(2)シャツ

- ①カッターシャツ、ブラウスまたはポロシャツ（半そで・長そで、色は白）
- ③ ①のシャツを着用し、シャツ出しはしない。

(3)ズボン・スカート

- ①ズボン

長ズボンまたは半ズボンを着用する（色は紺または濃紺）。

②スカート

吊りひものひだのあるスカートを着用する（色は紺または濃紺）。スカートの丈は体型に合わせて調整する。

(3)靴下

靴下は、紺色、グレー、黒色の靴下とする。また、タイツは怪我をした時の対処が難しいことから体育科授業においては着用不可とする。

(4)名札等

学校では「名札」を付け、通学時は「赤白帽子（赤）」を着用する。

(5)セーター・ベスト

防寒対策として、制服上着の下に「紺・グレー・黒のベストまたはセーター等」を、スカートの下に「紺・グレー・黒色のタイツ」を着用してもよい。

(6)ウインドブレーカー等、防寒着

防寒対策として、制服の上に防寒着を着用してもよい。ただし、安全面や衛生面上、必要な場合は、調整する。

(7)体操服

本校指定の体操服とし、原則夏季は半袖・ハーフパンツ、冬季は長袖・長ズボンを着用する。この体操服は八次中学校と兼用のものである。健康上の理由がある場合は、保護者が学校へ連絡をする。

(8)水着

水泳学習の時には、水泳帽・スクール水着を着用する。（ラッシュガードの使用は可）詳細については事前に保護者に通知する。健康上の理由がある場合は、保護者が予め学校へ連絡をする。

※違反があった場合は、保護者と連携を図ると共に特別な指導を行う。

2 生徒指導

第7条 安心・安全な学校づくりを進めるため、次のことを指導する。

(1)あいさつ・言葉づかい

- ① 校内や登下校において、お互いに気持ちの良いあいさつ、会釈を心がける。
- ② 授業や行事・集会等では、礼儀正しく大きな声で挨拶をする。
- ③ 職員室や保健室、事務室に入るときは、きちんと礼をし、用件をしっかりと伝える。
- ④ 学校生活の場面で、言葉づかいに注意し、適切でいい言葉づかいをする。

(2)授業

- ① 時刻を守る。
- ② 授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切にすること。
- ③ その他、学習については、決められた学習ルール等を守る。

(3)休憩時間

- ① 学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。
- ② 校内放送は、静かに聞く。
- ③ 特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。
- ④ 廊下等、校内では走らない。
- ⑤ 学校の施設や道具、草花や樹木、教室等で飼育している生き物を大切にする。
- ⑥ 整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)
- ⑦ 三次市より貸与されたタブレットは、ルールを守り学習のみに利用する。

(4)給食

給食着、マスクを着用し、手洗いを十分行うなど、衛生面に注意して給食当番を行う。

(5)掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をする。

(6)保健室利用

- ① 体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。

- ② 度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診を勧める。

- ③ 虐待が疑われる場合は、客観的な状況を把握し、学校より関係機関に通告し連携して支援する。

※虐待：身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト、または、虐待が疑われる場合。

※保護者としての監護を著しく怠る等、疑われる場合。

(7)理由のはっきりしない遅刻について

理由のはっきりしない遅刻が続いた場合、家庭に連絡して改善を促す。継続の場合、保護者と話し合いを行う。

(8)理由不明の欠席について

理由のはっきりしない欠席があった場合、放課後に担任が電話連絡を行い、管理職と連携をとる。さらに、必要に応じて家庭訪問を行う。3日以上続く場合、教育委員会と連携を図って、個別支援の体制を取っていく。

(9)教育相談

学校は、児童生徒、保護者から、体罰・セクハラ等に関する相談があった場合、個人情報に留意して、相談窓口の担当者が速やかに対応する。また、教育相談の希望があった場合、こども応援センター等の教員相談員やスクールカウンセラー等と連携を図る。

(10)その他

- ①放課後、忘れ物等をして学校に入る場合は、職員室、事務室で許可を得てから入る。

- ②学校内の施設設備、備品等を破損した場合や発見した時は、職員室、事務室に届け出る。破損の場合については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携を図る。

- ③卒業生や部外者の学校敷地内への無断立入

りは禁止する。用事のある場合は、職員室や事務室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

- ④ケガや体調不良等で、保護者に送迎をしてもらう場合は、学校の正門前や地域住民の迷惑になる場所での乗降車はしない。

第3章 校外での生活に関すること

(校外の生活)

児童は、法令・法規を遵守して生活すると共に、時と場に応じたルールやマナーを守ること。なお、本章については、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。指導を繰り返す児童については、特別な指導を行う。

第8条 校外の生活については次のことを指導する。＊保護者へ推奨する生活

- (1)児童だけの校区外・市外への外出は禁止
- (2)児童だけの店舗・娯楽施設への入店は禁止（コンビニエンスストア・スーパーマーケット・ショッピングセンターなどの小売店、カラオケボックス、ゲームセンター、インターネットカフェ、ボーリング場、マンガ喫茶、ビデオ取扱店、映画館、大型店舗内のゲームコーナー、レンタルビデオ取扱店等）
- (3)児童だけの外泊や夜間徘徊は禁止
- ①保護者は、夜間に児童のみを外出させないようにする。
- ②保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はさせないようにする。
- (4)情報通信機器
- ①本校では、学校への携帯電話の持込を禁止している。

②保護者は、携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電話の保管場所の設定、情報通信機器（パソコン・ゲーム機等）のフィルタリングに努める。

③SNS に関する問題やトラブルについては、保護者が契約した個人の端末等を児童に貸しているという視点から、保護者の責任において対応することを原則とする。（なお、児童同士の関係性等を踏まえ、学校の指導は保護者と協力して行う）

(5)酒・たばこ類等の購入

保護者は、酒、たばこ類を児童に購入させないようにする。

(6)危険箇所への立入り

①児童は、危険箇所や立入禁止箇所、廃屋、池・河川等に立ち入らない。

②保護者は、立入り禁止箇所や廃屋、廃工場、よその家の敷地（庭）、排水路、池・河川等危険が予想される場所に児童が立ち入りをさせないようにする。

(7)交通ルールについて

- ①児童は、道路交通法を遵守して生活する。
- ②保護者は、自転車の 2 人乗り等、児童が道路交通法に違反しないようにさせる。
- ③自転車に乗る時は、ヘルメットを着用する。保護者は児童の体に合ったヘルメットを必ず着用させるようにする。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない。」ことであり、児童が起こした問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活を送るために自己を振り返り、適切な行動ができるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動への特別な指導として、問題

行動を起こした児童には、教育上、必要と認められる場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ②喫煙・飲酒・火遊び
- ③暴力・威圧・強要行為
- ④公共建造物・備品等器物損壊
- ⑤交通違反
- ⑥刃物等所持

⑦その他の法令・法規に違反する行為

(2)学校の規則等に違反する行為

- ①暴力行為（対教師・児童間・対人・器物損壊）
※相手に外傷等がなくても有形力の行使が暴力行為となる場合もある。（体当たりや腕で突く等）
- ②喫煙・飲酒及び準備行為（購入・所持・行為同一場所滞在）

③いじめ

定義『「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』

- ④登校後の無断外出、無断早退
- ⑤指導に従わない（指導無視・暴言・授業エスケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨害行為等）
- ⑥携帯電話の持込み
- ⑦学習等に必要のない不要物持込み
- ⑧不正行為（テスト等のカンニング等）
- ⑨家出及び深夜徘徊
- ⑩金品強要
- ⑪携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり、不正な利用をしたりした場合

には、保護者の責任において改善することを原則とする。（なお、児童同士の関係性等を踏まえ、学校の指導は保護者と協力して行う。）

- ⑫その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為。

（問題行動等で学校のきまりに違反する行為への具体的な対応）

第10条 次のような問題行動等が生じた場合、原則、次のように対応する。

(1)授業妨害

他の児童の学習権を妨げるような行為については次のような指導を行う。

- ①担任の指導に従わず、他の児童の学習に支障を来たすような場合は、担任以外の職員（生徒指導主事・教頭・校長）が、別室で個別に対応する。
- ②「なぜ、授業妨害になる行為を行うのか」本人の思いもしっかり受け止めながら、友だちの学習権を奪うことは許されないことを指導する。
- ③保護者にも来校いただき、今後に向けて、「どのような行動が望ましいのか」など、自分をふり返らせながら、協力して取り組んでいく。

(2)怠学

怠慢で学習に取り組むことができない児童に対しては、保護者とともに改善策を考えていく。

- ①その原因になっていることを探っていく。
- ②学校と家庭でそれぞれにできることを明確にし、学習に対する意欲が持てるように、個別に指導を行っていく。

(3)暴言、注意無視等

ルール違反（生活や授業でのきまりが守られない）等で繰り返し注意を行っても受け入れられない児童や、注意に対しての暴言については指導する。

①担任以外の職員（生徒指導主事・教頭・校長）も、複数で個別に指導する。

②保護者にも来校を求め、指導の意図を明らかにしながら、協力して取り組んでいく。

(4)万引き

再発防止に向けて、次のように指導する。

①事実確認をする。（担任・生徒指導主事・教頭・校長）

②教育委員会へ報告をする。

③警察へ報告し、連携して取り組む。

④当該児童には、保護者と共に、万引きは犯罪行為であることを認識させ、再発防止に向けて厳しく指導する。

(4)いじめ

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ」る言動はいじめととらえて、被害児童の立場に立って指導をする。

① 詳しく情報を収集し、事実確認を徹底する。（担任・生徒指導主事・教頭・校長）

② 保護者とともに、加害児童に自分の行為をふり返らせる。

③ 問題点を理解させ、「いじめ」は許されない行為であることを指導する。

④ 保護者とともに、被害児童に謝罪する場を設定する。

⑤ 自己存在感が持てるようにすると共に、それ以後、よりよい友だち関係が築けるように配慮や支援を行う。

(5)暴力行為

相手に意図的にけがをさせたり、危害を加えたりした場合は、暴力行為とみなして指導する。

① 児童のけがなどの安全確認を行う。（担任・養護教諭等）

② 経過等事実確認を行う。（担任・生徒指導主事・教頭・校長）

③ 保護者と共に、暴力で解決をしようとした行為について、その問題性を理解させる。

④ 保護者と共に、相手の児童に対して謝罪する。

⑤ よりよい友だち関係が築けるように配慮や支援を行う。

(6)器物破損

ガラス等公共物を破損した場合は、器物破損として指導する。

① 児童のけがなどの安全確認をする。

② 再発防止に向けて再度指導を徹底する。

③ 弁償については、状況を踏まえて実費を保護者負担とする。

(7)不要物の持ち込み

学習に不要物を持って来た場合、児童へ指導する。（「不要物」は「八次小学校のきまり」に記述したものによる。）

①担任が一時預かりを行う。

②物品は保護者へ返却する。

（反省指導等）

第11条 指導や注意が通らない場合は、別室で指導する。特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮し指導を行う。

(1)説諭による指導

①口頭による説諭指導（短時間での指導）

(2)学校反省指導

①別室による反省指導

（原則5日以内）

②授業観察による反省指導

（原則5日以内）

③奉仕作業による反省指導

(原則5日以内)

④教育相談と反省指導を複合した指導

(スクールカウンセラー・こども応援センター等)

⑤保護者来校による授業観察指導

(原則5日以内)

⑥学校と保護者による協議

(反省指導の実施)

第12条 反省指導の実施については、原則、学校反省とする。

(1)反省指導は、登校させて別室で行う「別室反省指導」と通常の学校生活(授業等)で行う「授業反省指導」の2段階がある。

①反省指導期間中にあるテスト等は別室で受ける。

②反省指導期間中にある学校行事等への参加は、別途協議する。

(反省指導の期間)

第13条 反省指導の期間については、次の通りとする。別室反省指導の期間は、概ね1日(または45分)を単位とする。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り返し等により指導期間を変更することがある。また、反省を促し、行動の正常化に結びつけるため、一定期間(原則5日以内程度)面談を実施する。

(特別な指導を実施するにあたって)

第14条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動に気づき、振り返る時間を通して、その時の適切な行動は、どうすればよかったのかについて考える。同じ問題行動を繰り返さず、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

(1)特別な指導は、学校体制として取組み、事

実の確認、反省(振り返り)、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。

(2)特別な指導を行うに当たっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。

(3)特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、児童・保護者・教職員で確認する。

(4)法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、その他、指導を繰り返す場合は、関係機関に相談し、学校と関係機関及び保護者が連携して指導する。

(5)反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にすると共に短期間で行う。(目安となる日数を第11条に明記)また、児童の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(反省指導の内容)

第15条 「事実確認表」「振り返り表」「反省指導記録表」により指導する。

(規程の周知)

第16条 児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、全保護者が出席する入学式、PTA総会、学級懇談会、地域懇談会等で直接説明を行う。また、ホームページでの公開や、学校に来校のない保護者には、家庭訪問や郵送等を通じて、周知の徹底を図る。

(規程の改正)

第17条 本規定は校長の責任において随時見直しを図り改正する。

***令和7年3月24日(月)企画会議にて改正**